



平成30年8月10日
道路局 高速道路課

高速道路会社への事業許可および スマートインターチェンジの準備段階調査の採択を行いました

本日、別紙のとおり、新東名高速道路（御殿場JCT～浜松いなさJCT）の6車線化およびスマートインターチェンジの新設について、道路整備特別措置法第3条に基づき、国土交通大臣より高速道路会社へ事業許可を行いました。

また、スマートインターチェンジについて、新たに6箇所準備段階調査への採択を行いました。

別添①：高速道路会社への事業許可等について

別添②：新東名の6車線化について

別添③：スマートインターチェンジの新規事業化について

別添④：スマートインターチェンジの準備段階調査について

参考資料①：スマートインターチェンジ新規事業化箇所の整備効果

参考資料②：民間施設直結スマートインターチェンジについて

<問い合わせ先>

国土交通省 道路局 高速道路課

（事業許可全般について）

河村（内線：30308）、小島（内線：38352）

（スマートインターチェンジについて）河村（内線：30308）、祢津（内線：38362）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8500 FAX：03-5253-1619